山梨県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

条例化する対象

根拠法令	対象	基準省令
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律	園路及び広場	移動等円滑化のために必要 な特定公園施設の設置に関 する基準を定める省令 (平成18年 国土交通省令第115号)
	屋根付広場	
	休憩所及び管理事務所	
	野外劇場及び野外音楽堂	
	駐車場	
	便所	

2 現行基準の概要

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律】

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する ことの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、 公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における 旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の 施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、 障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって 公共の福祉の増進に資することを目的とする。



公共性の高い施設の移動等円滑化基準を定めている。 今回、特定公園施設等についての設置基準が条例委任された。

《特定公園施設》

○園路及び広場

○屋根付広場

○休憩所 ○野外劇場

○野外音楽堂

○駐車場

○便所

○手洗場

○管理事務所

○掲示板

○水飲場

○標識

3 県が定める基準の考え方

特定公園施設の移動等円滑化基準

都市公園における移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める。 基準の設定に当たっては、高齢者や障害者等が円滑に公園施設を利用できるよう、国の 省令に規定されている基準と山梨県障害者幸住条例に規定されている基準とを比較し、より 高い方を条例の基準とした。

なお、山梨県障害者幸住条例に規定されている基準を設定した項目については、「山梨県 独自の基準」とした。

4 山梨県独自基準(案)

[園路及び広場の通路]

通路幅の最小値 120cm を 135cm とする。

「通路を横断する排水溝を設ける場合は、排水溝のふたはつえ及び車いすのキャスター が落ちないものとすること。」を新たに追加する。

[園路及び広場の傾斜路]

通路幅の最小値 120cm を 135cm とする。

[屋根付広場]

出入口の幅の最小値 80cm を 90cm とする。

[休憩所及び管理事務所]

出入口の幅の最小値 80cm を 90cm とする。

[野外劇場及び野外音楽堂]

「収容定員が千以上の場合は、難聴者の聴力を補うための設備を設けること。」を新た に追加する。

車いす使用者用観覧スペースの奥行き 120cm を 130cm 以上とする。

〔駐車場〕

「施設の出入口に近い位置に設けること」を新たに追加する。

「便所]

「便房を設ける場合は、一以上の便房を次に掲げる基準に適合させること」、「便器は、 腰掛式とすること」、「手すりを設けること」を新たに追加する。

※独自基準以外のものは参酌すべき基準をそのまま採用しています。HPトップから省令 を参照してください。

「山梨県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置 に関する基準を定める条例(仮称)」の解説

★特定公園施設(①~⑫)

① 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設(以下この号において「屋根付広場等」という。)との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等(当該駐車場を除く。)との間の経路を構成する園路及び広場







